

【第27回1級（ブランド専門業務）実技試験】

Part I

国内家具メーカーX社は、X社が独自にデザインした商品名を「〇〇〇」とする椅子の販売を国内外で開始することにした。X社の商標担当者甲は、海外各国での商標の権利化及び模倣品対策について社内で検討している。あなたは甲の上司であるとして、問1～問2に答えなさい。

問1

「〇〇〇」は、日本において3カ月前に家具を指定商品として商標登録出願済みである。今後の海外各国での商標権管理に関する甲の考え（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。なお、商標権を維持するための通常の商標権管理について考えることとし、第三者からの異議申立てや取消審判等の事情は考慮しないものとする。

- （1） フィリピンで商標登録を受けた場合、登録後に、商標権を維持するための商標権の更新の他には、手続をする場面はないと考えた。
- （2） 米国で商標登録を受けた場合、登録後に、商標権を維持するための商標権の更新の他には、手続をする場面はないと考えた。
- （3） 欧州で商標登録を受けた場合（EUTM）、登録後に、商標権を維持するための商標権の更新の他には、手続をする場面はないと考えた。

【第27回1級（ブランド専門業務）実技試験】

問2

甲は、椅子の名称やデザインについて将来的に国内外における冒認商標対策や模倣品対策が必要になると思い、準備及び検討する中であなたに相談をした。甲の発言（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 「中国において、水際対策として税関（海関）による措置が有効だと聞きます。商品名について中国で商標権を取得し、税関登録しておくべきと考えます。」
- （2） 「台湾において、商標権を取得しておくべきです。商標権取得の対象国が多い場合はマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）に規定される国際登録が費用的にもメリットがあると聞きますので、国際登録を利用して台湾でも出願すれば良いと考えます。」
- （3） 「日本において、本件椅子のデザインの保護について、椅子のような量産品については、意匠権取得の他、不正競争防止法による保護が考えられますがこの他の法律による保護は難しいと思います。」

【第27回1級（ブランド専門業務）実技試験】

Part II

食品メーカーX社は、チリ共和国の養豚企業と提携し、チリ共和国産の豚肉の販売を開始することになった。また、当該豚肉の売上が順調に伸びた場合には、それを原料としたハム、ソーセージ等の加工製品の製造販売も行う予定である。関連商品に共通のブランドロゴを付する予定であることから、豚の輪郭を図案化し、図案の中央に「Pork」の文字を、「P」の部分に小さく「Chile」の文字を記載したロゴ商標の出願を行った（以下、「本願」という）。この度、特許庁から本願に対する拒絶理由通知（以下、「本件拒絶理由通知」という）が届いた。概要は次のとおりである。X社の知的財産部の部員甲が本件拒絶理由通知への対応方法を検討している。問3～問5に答えなさい。なお、本願商標と引用商標とが類似する点について争う余地はないものとする。

整理番号 ****

発送番号 ****

発送日 平成29年*月*日

拒絶理由通知書

商標登録出願の番号

商願2017-****

起案日

平成29年*月*日

特許庁審査官

●●●●

(略)

理由1

この商標登録出願に係る商標は、その構成中に「Chile」の文字を有していますから、これを指定商品中「チリ共和国産の商品」以外の商品に使用した場合、その商品の品質に誤認を生ずるおそれがあるものと認めます。

従って、この商標登録出願に係る商標は、商標法第4条第1項第16号に該当します。

理由2

この商標登録出願に係る商標は、下記の登録商標と同一又は類似であって、その商標登録に係る指定商品（指定役務）と同一又は類似の商品（役務）に使用するものですから、商標法第4条第1項第11号に該当します。

(略)

記

引用No. 引用商標一覧

1 登録第****号（商願2012-****）

2 登録第****号（商願2014-****）

(以下略)

【第27回1級（ブランド専門業務）実技試験】

また、本件出願の概要及び引用商標の情報は次のとおりである。

【本件出願の概要】

商標



指定商品：

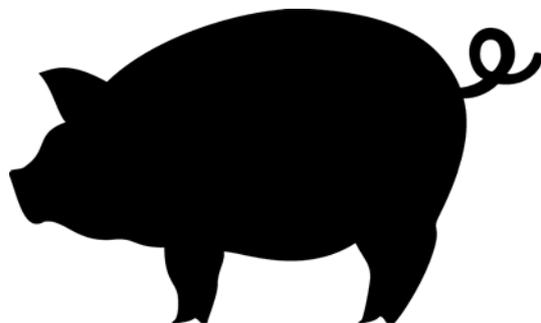
第29類

豚肉，ソーセージ，ハム，その他の豚肉製品

【引用商標の情報】

<引用商標1>

商標：



登録番号： 第****号

登録日： 平成24（2012）年*月*日

出願番号： 2012-****

出願日： 平成24（2012）年*月*日

指定商品の区分及び内容：

第29類

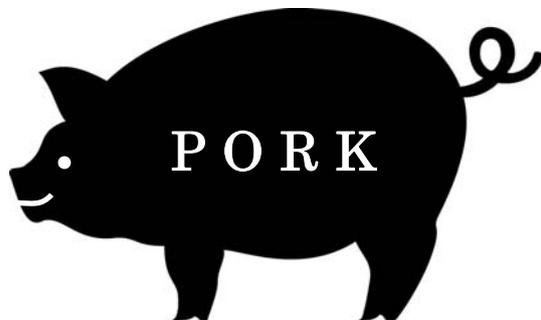
豚肉

(次ページに続く)

【第27回1級（ブランド専門業務）実技試験】

<引用商標2>

商標：



登録番号： 第****号

登録日： 平成27（2015）年*月*日

出願番号： 2014-****

出願日： 平成26（2014）年*月*日

指定商品の区分及び内容：

第29類

ベーコン

【第27回1級（ブランド専門業務）実技試験】

問3

理由1の解消方法について検討中の甲の考え（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 本願商標から「Chile」の文字を削除する補正を行おうと考えた。
- （2） 本願指定商品のうち、チリ共和国産であるのは「豚肉」のみであるため、指定商品を「チリ共和国産の豚肉、ソーセージ、ハム、その他の豚肉製品」に補正しようと考えた。
- （3） 本願指定商品のうち、「ソーセージ、ハム、その他の豚肉製品」については、日本で加工処理を行う予定でありチリ共和国産の商品とはいえないため、削除するより他に対策はないと考えた。

問4

理由2の引用商標1について確認したところ、5年前に同じ企画があがった際に登録した名称変更前の自社名義の権利であった。当時企画は実現せずに終わり、引用商標1を今後使用する可能性は高くはないものの、権利満了までは権利を維持したい意向である。引用商標1に係る拒絶理由2の解消方法について検討中の甲の考え（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 自社の旧名称での登録であり、実質的には商標法第4条第1項第11号に該当しない旨を意見書で説明しようと考えた。
- （2） 豚のイラストを少し変更して商標非類似として商標法第4条第1項第11号に該当しない旨を説明しようと考えた。
- （3） 指定商品中、引用商標1に係る指定商品と抵触する「豚肉」を削除しようと考えた。

問5

理由2の引用商標2について確認したところ、X社と長く取引関係のあるY社の登録であり、将来的にはX社名義として管理する予定とのことであった。引用商標2に係る拒絶理由2の解消方法について検討中の甲の考え（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 意見書において、引用商標2の権利者であるY社は出願人X社との長い間の取引により密接な関係を有する会社であり、将来的にはX社が譲り受ける予定である旨を説明しようと考えた。
- （2） 意見書で上記事情を説明するとともに、引用商標2の権利者であるY社からの本願商標の登録についての同意書も併せて提出しようと考えた。
- （3） 引用商標2の指定商品「ベーコン」と本願指定商品は抵触しないことから、商品非類似を主張する旨の意見書を提出しようと考えた。

【1級実技(筆記試験)】

番号 正解

Part I

- 問1 (1) 内在する課題(問題点)が「ある」
(2) 内在する課題(問題点)が「ある」
(3) 内在する課題(問題点)が「ない」
- 問2 (1) 内在する課題(問題点)が「ない」
(2) 内在する課題(問題点)が「ある」
(3) 内在する課題(問題点)が「ある」

Part II

- 問3 (1) 内在する課題(問題点)が「ある」
(2) 内在する課題(問題点)が「ある」
(3) 内在する課題(問題点)が「ある」
- 問4 (1) 内在する課題(問題点)が「ある」
(2) 内在する課題(問題点)が「ある」
(3) 内在する課題(問題点)が「ある」
- 問5 (1) 内在する課題(問題点)が「ある」
(2) 内在する課題(問題点)が「ある」
(3) 内在する課題(問題点)が「ある」